

湖西市条例第 27 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

湖西市長

田内 瑠之

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例
第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「410,000 円」を「470,000 円」に、「375,000 円」を「425,000 円」に、
「350,000 円」を「400,000 円」に、「345,000 円」を「395,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 1 条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙による改選後の湖西市議会議員の任期が始まる日以後の議員報酬について適用し、同日前の議員報酬については、なお従前の例による。